

便利でわかりやすい

会社税務の てびき

会社税務の
基本が
よくわかる!

令和 **3** 年版

令和3年度法人税関係税制改正のポイント

法人税は何にかかるか？

青色申告法人の特典—特別償却制度を利用しよう

消費税等の計算はどうする？ etc.

令和3年度 法人税関係税制改正のポイント

改正事項	改正の内容
1 中小企業者等の法人税率の特例の延長→76ページ	<p>中小企業者等の法人税率の特例（軽減税率）の適用期限が2年延長されました。</p> <p>《適用関係》 令和5年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。</p>
2 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の改正→82ページ	<p>控除率の見直し、控除率下限の引下げ及び控除額上限の引上げ（最大で法人税額の50%）、DX促進のためクラウドを通じてサービスを提供するソフトウェアに関する試験研究を対象にする等制度の見直しが行われ、適用期限が2年延長されました。</p> <p>《適用関係》 令和5年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。</p>
3 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除の改正→38・82ページ	<p>対象業種の追加、対象法人に商店街振興組合を追加する等制度の見直しが行われ、適用期限が2年延長されました。</p> <p>〈追加された業種〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産業 ・物品賃貸業 ・生活衛生同業組合の組合員が行う料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業 <p>《適用関係》 令和5年3月31日までに取得等し、事業供用した機械等に適用されます。</p>
4 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除の改正→38・83ページ	<p>対象設備として経営資源集約化設備（修正ROA^{注1}又は有形固定資産回転率^{注2}が一定以上上昇する設備）が追加され、適用期限が2年延長されました。</p> <p>注1 $\text{修正ROA (総資産利益率)} = \frac{\text{営業利益} + \text{減価償却費} + \text{研究開発費}}{\text{総資産の帳簿価額}} \times 100$</p> <p>注2 $\text{有形固定資産回転率} = \frac{\text{売上高}}{\text{有形固定資産の帳簿価額}}$</p> <p>《適用関係》 令和5年3月31日までに取得等し、事業供用した設備等に適用されます。</p>
5 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	<p>適用期限の令和3年3月31日の到来をもって「中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除」に統合された上、廃止されました。</p>

<p>6 情報技術事業 適応設備を取得 した場合の特別 償却又は法人税 額の特別控除の 創設→38・83ペ ージ</p>	<p>デジタル技術を活用したビジネスモデルの変革を促進するため、産業競争力強化法の認定を受けた事業適応計画に従って、特定ソフトウェア及びそのソフトウェアとともに利用する機械及び装置、工具及び備品の取得等をして事業の用に供した場合、特別償却又は税額控除を認める制度が創設されました。</p> <p>《適用関係》産業競争力強化法の改正法の施行日から令和5年3月31日までの間に取得等し、事業供用したソフトウェア等に適用されます。</p>
<p>7 生産工程効率 化等設備等を取 得した場合の特 別償却又は法人 税額の特別控除 の創設→38・83 ページ</p>	<p>産業競争力強化法の認定を受けたエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画に従って、生産工程効率化等設備等の取得等をして事業の用に供した場合、特別償却又は税額控除を認める制度が創設されました。</p> <p>《適用関係》産業競争力強化法の改正法の施行日から令和6年3月31日までの間に取得等し、事業供用した設備に適用されず。</p>
<p>8 所得拡大促進 税制の改正→83 ページ</p>	<p>適用要件の一部が見直され、適用期限が2年延長されました。</p> <p>《適用関係》令和5年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。</p>
<p>9 繰越欠損金の 控除限度額の特 例の創設→70 ページ</p>	<p>産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受けた場合には、令和2年4月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度に生じた青色欠損金について、最長5年間、投資額の範囲内で100%繰越控除することができる制度が創設されました。</p> <p>《適用関係》特例の対象となる欠損金が生じた事業年度後の一定の事業年度に適用されます。</p>

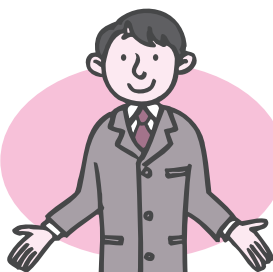
1

法人税は何にかかるか？

会社の利益と課税所得

法人税の課税所得は、会社決算上の利益に税法上の加算・減算の調整を加えて計算します。

この税法特有の調整を「申告調整」といいます。



法人税は、法人の所得に対して課税されますが、この課税所得金額と決算書上の当期利益金額とは、必ずしも一致しません。それは、企業会計は、会社の財政状態や経営成績あるいは配当可能利益を明らかにするのが目的であるのに対して、法人税法の目的は租税負担公平の維持や国の政策上の要請などであるためです。

1 会社の利益と法人税の課税所得

法人税の課税対象となる所得金額は「益金の額」から「損金の額」を差し引いた金額です。

会社決算上の利益金額も、収益の額から原価、諸経費及び損失の額を差し引いて算出しますから、両者は本質的には同じ計算方法によって算出されることになります。

税務会計	所得	=	益金	-	損金
	↕		↕		↕
企業会計	利益	=	収益	-	費用

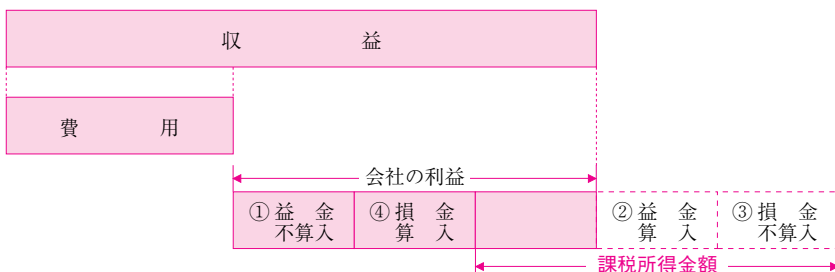
そこで課税所得金額は、公正妥当な会計処理の基準に従って算出された確定決算における当期利益又は欠損の金額を基礎として、これに税法の規定に従った加算及び減算の修正計算をして算出することとなります。この修正作業を「申告調整」といい、

次のような言葉で表されています。

- ① 益金不算入……会社の利益計算では収益であるが、税法上は益金の額に算入しない。
- ② 益金算入……会社の利益計算では収益でないが、税法上益金の額に算入する。
- ③ 損金不算入……会社の利益計算では費用・損失であるが、税法上は損金の額に算入しない。
- ④ 損金算入……会社の利益計算では、費用・損失でないが、税法上は損金の額に算入する。

$$\text{会社の利益} + \overset{\text{税務上の加算}}{(\text{益金算入} + \text{損金不算入})} - \overset{\text{税務上の減算}}{(\text{益金不算入} + \text{損金算入})} = \text{課税所得金額}$$

(マイナスの場合は欠損金額)



2 決算調整と申告調整

課税所得の計算に当たっての加算、減算の調整計算は、申告書という税務上の所得計算書の上で行います。

しかし、税法には、課税所得金額の算出の基となる決算書上の当期利益（又は欠損）金額の算出に当たって、会社が一定の経理をしていた場合に限りその計算を認めることとされている事項があります。例えば、減価償却費は、会社が確定した決算において減価償却費として経理した場合に限り損金として認められます。このようなものを「決算調整事項」といい、経理処理の有無にかかわらず申告書の上だけでも調整を認める「申告調整事項」と区別しています。

(1) 決算調整事項

決算調整事項は、確定した決算において所定の経理をすることが要求される事項であって、会社が確定した決算で経理しなかった場合には、所得金額の計算に影響させることができません。

次のようなものが、決算調整事項とされています。

<p>損金経理をしなければならないもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・減価償却資産の償却費の損金算入 ・少額の減価償却資産の取得価額の損金算入(中小企業者等の特例を含みます。) ・一括償却資産の損金算入 ・繰延資産の償却費の損金算入 ・少額の繰延資産の支出金額の損金算入 ・特定の事実が生じた場合の資産の評価損(民事再生等評価換えによるものを除きます。)の損金算入 ・役員に対する業績連動給与の損金算入 ・実質的に回収不能となった金銭債権の貸倒損失の損金算入 ・取引停止後1年以上経過した場合の売掛債権の貸倒損失の損金算入 ・売掛債権の総額が取立て費用に満たない場合の売掛債権の貸倒損失の損金算入 ・貸倒引当金の損金算入 ・資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入
<p>損金の処分によってもよいもの 損金経理によるほか剰余金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附金の損金算入 ・海外投資等損失準備金など租税特別措置法上の各種準備金の損金算入 ・特別償却準備金の損金算入 ・固定資産の圧縮記帳(換地処分等、交換ないしは交換分合の場合の圧縮記帳などを除きます。)の損金算入 ・圧縮記帳に係る特別勘定の損金算入 <p>注 これらの事項について、損金経理に代えて積立金として積み立てる経理をした場合には、申告書上で申告調整を行うことになります。</p>
<p>一定の経理を認められるもの ここで所得計算が</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長期大規模工事以外の工事に係る工事進行基準の適用

注 損金経理とは、確定した決算において費用又は損失として経理(損益計算書に計上)することをいいます。

(2) 申告調整事項

「決算調整事項」に対して、会社の経理処理に関係なく所得計算に反映させる事項を「申告調整事項」といい、次のように区分されています。

調整が会社の意思に任されているもの

次のようなものは、申告書上でその調整をするかしないかを会社の意思に任されており、申告調整をした場合に限ってその調整が認められるもので、会社が積極的に申告調整をしないときには、原則として税務当局も更正しない事項です。

区分	項目	調整
益金不算入	<ul style="list-style-type: none"> 受取配当等の益金不算入額 	減
損金算入	<ul style="list-style-type: none"> 取用換地等の場合その他の所得の特別控除（5,000万円、2,000万円、1,500万円、1,000万円、800万円控除）額 剰余金の処分による圧縮積立金の積立額 剰余金の処分による海外投資等損失準備金等の各種準備金の積立額 資産の取得価額に算入した交際費等の損金不算入額に対応する取得価額 	算
税額控除	<ul style="list-style-type: none"> 所得税額の控除 外国税額の控除 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除 	税額控除

調整を行わなければならないもの

次のようなものは、会社の意思のいかんにかかわらず、法人税の申告に際して必ず申告書上で調整をしなければならないもので、もし会社がその申告調整を行わなかったときには、税務当局によって更正される事項です。

区分	項目	調整
益金算入	<ul style="list-style-type: none"> ・圧縮記帳に係る特別勘定の要取崩額又は圧縮損の要取戻額 ・貸倒引当金の要取崩額 ・海外投資等損失準備金等の各種準備金の要取崩額 	加算
益金不算入	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税等の中間納付額の還付金等 ・被合併法人の利益積立金からなる合併差益 	減算
損金不算入	<ul style="list-style-type: none"> ・役員給与の損金不算入額 ・過大な特殊関係使用人に対する給与 ・寄附金の損金不算入額 ・法人税額及び法人住民税額 ・損金算入した納税充当金 ・法人税額から控除する所得税額又は外国法人税額 ・資本的支出の金額 ・交際費等の損金算入限度超過額 ・償却費の償却限度超過額 ・圧縮記帳限度額を超える圧縮額 ・貸倒引当金の繰入限度超過額 ・海外投資等損失準備金等の各種準備金の積立限度超過額 	加算
損金算入	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告事業年度の繰越欠損金 ・災害による繰越損失金 ・納税充当金から支出した事業税及び申告により確定している未払事業税 	減算

2

収益は どの時点で計上するか？

収益の計上時期

売上は商品の引渡しがあった日に計上するのが原則です。
ただし、長期大規模工事などの場合には、一定の基準により収益を分割計上していきます。



会社の決算に当たって、収益（益金）と費用（損金）がどの時点で確定するかによって、当期の課税所得もずいぶんちがったものになってきます。

そこで、税法では収益の額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算するものとし、その計上時期等について具体的な取扱いを次のように定めています。

1 収益等の計上時期

(1) 棚卸資産の販売による収益

商品などのいわゆる棚卸資産の販売による収益は、代金を受け取ったかどうかというに関係なく、その商品などを相手に引き渡したときに売上収益があったものとして計上します。これを引渡基準といいます。それでは、「引渡し」がいつの時点かということですが、これについては次のいずれかの基準によって引渡しがあったものとみなし、その基準を継続して適用すればよいことになっています。

出荷基準 ⇨ 製品や商品が、工場や倉庫から得意先に向けて実際に出荷された日を売上計上の日とする方法

納品基準 ⇨ 先方の店や工場へ届けた時に売上に計上する方法で、受領書、納品書等の日付によります。

検収基準 ⇨ 数量、品質等を先方が検査して合格した時に売上に計上する方法

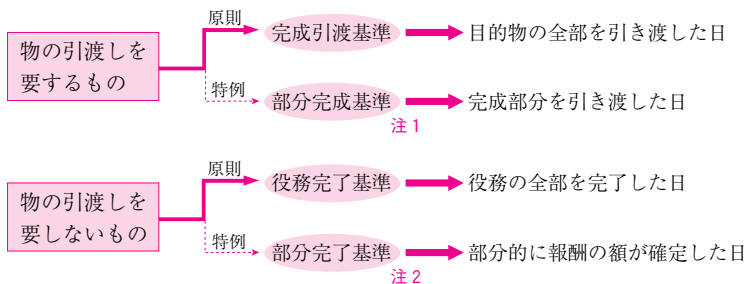
使用収益可能日基準 ⇨ 先方がその製品等を使用収益できることとなった日を引渡しの日とする方法

検針日基準 ⇨ 電気、ガス、水道などのメーター検針等をした日

注 すでに商品などを相手に引き渡していても、その販売価額が確定していないときは、その見積額を収益に計上しておき、後日、販売価額が確定した時点で見積額との差額を収益又は費用に計上します。

(2) 請負による収益

請負による収益の計上時期は、その契約が物の引渡しを要するものか否かによって次のようになります。



注1 請け負った建設工事等が、①1件の契約で同種の建設工事等を多量に請け負った場合にその引渡数量により工事代金を受け取る旨の特約等がある場合、又は②1件の建設工事等であってもその一部が完成しその完成した部分を引き渡す都度割合に応じて工事代金を受け取る旨の特約等がある場合のいずれかに該当する場合には、部分完成基準によります。工事進行基準を適用している場合は、部分完成基準の適用はありません。

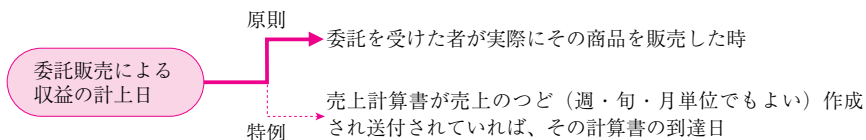
注2 技術役務の提供を内容とするものについて、①報酬額が現地に派遣する技術者の数や滞在日数などで算定され一定期間ごとに報酬額を確定させ支払を受ける場合及び②報酬額が作業の段階ごとに区分され各段階の作業が完了する都度報酬額を確定させ支払を受ける場合の事実がある場合には、部分完了基準によります。

なお、請負契約が建設工事等である場合には、継続して適用することを条件にその工事内容に応じて作業結了日、搬入日、検収日、相手方において使用収益できることとなった日を売上計上の日とすることができます。

また、不動産売買の仲介あっせん手数料は、原則として売買契約の成立時に収益に計上しますが、継続してその取引完了日（完了日前に実際に収受した金額についてはその収受した日）に収益計上することも認められています。

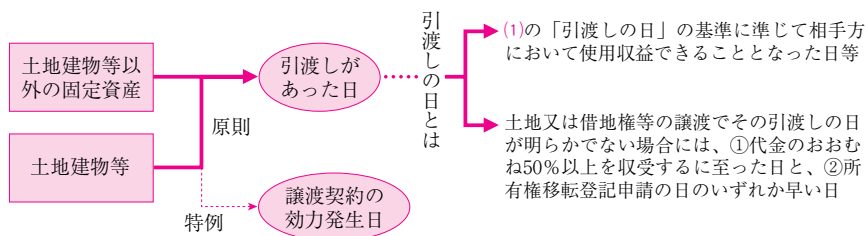
(3) 委託販売による収益

棚卸資産の委託販売による収益の計上時期は、その取引の形態を考慮して次のいずれかの方法によりますが、特例の方法による場合は継続適用が条件です。



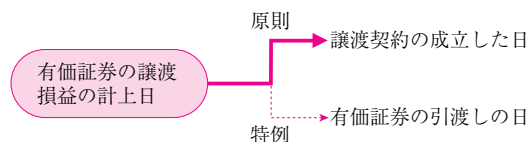
(4) 固定資産の譲渡による収益

固定資産の譲渡による収益の計上時期は、商品などの棚卸資産と同様、その引渡しの日（下図参照）となります。しかし、その固定資産が土地建物等である場合には、譲渡契約の効力発生日を収益計上日としてもよいことになっています。



(5) 有価証券の譲渡による損益

有価証券の譲渡損益の額は、原則として譲渡契約の成立した日に計上しなければなりません。継続適用を条件として、期末に約定済みで未引渡しとなっているものを除き、その有価証券の引渡しの日に計上することも認められます。



上記の譲渡契約の成立した日は、次の場合には、それぞれ次の日となります。

- ① 証券業者等に委託をしている場合 ⇨ 委託をした有価証券の売却に関する取引が成立した日
- ② 相対取引による場合 ⇨ 取引報告書に表示される約定日、売買契約書の締結日などのその相対取引の約定が成立した日
- ③ 有価証券の空売りをした場合 ⇨ 買戻しの約定をした日
- ④ 信用取引又は発行日取引により株式の売付け・買付けをした場合 ⇨ その決済のための売付け・買付けの約定をした日

なお、③④の取引のうち期末時点でその決済がされていないものがある場合には、期末日においてその決済がされたものとみなして、その損益を認識することになっています。有価証券の引受けで決済未了のものについても同様です。

(6) 貸付金等の利子や受取配当

貸付金等の利子や受取配当の収益の計上時期については、次のように取り扱われています。

貸付金、 預貯金、 有価証券 の利子	利子の計算期間の経過に応じて収益計上します。ただし、一般の会社の場合、その利子の支払期日が1年以内の一定の期間ごとに到来するものについては、借入金の支払利子と見合い関係にあるものを除き、その支払期日のつど収益計上することも継続適用を条件に認められています。
受取配当	配当の効力発生日又は配当決議の日等権利の確定した日を収益計上日とします（配当落ち日に見積計上した未収配当金は、未確定の収益として益金の額に算入されません）。ただし、配当支払のために通常要する期間内に支払を受けるものにつき、継続してその支払を受けた日を収益計上日としているときには、その経理も認められています。

2 特殊な収益費用の計上方法

(1) 長期割賦販売等

長期割賦販売等については、延払基準の方法により収益の額及び費用の額の計算をすることができましたが、平成30年4月1日以後開始する事業年度から、リース譲渡の場合を除き、この方法によることはできません。なお、平成30年3月31日以前の取引について延払基準を適用している場合には、一定の経過措置が講じられます。

「長期割賦販売等」とは、資産の販売や譲渡、工事（製造を含みますが、(2)の長期大規模工事に該当するものを除きます。）の請負又は役務の提供で次の要件に該当する条件を定めた契約に基づき、その条件に従って行われるもの及びリース譲渡（ファイナンス・リースの目的資産の引渡し）をいいます。

- 長期割賦販売等の要件**
- ① 月賦、年賦その他の賦払の方法により3回以上に分割して対価の支払を受けること
 - ② その資産の販売等に係る目的物又は役務の引渡し又は提供の期日の翌日から最後の賦払金の支払の期日までの期間が2年以上であること
 - ③ その契約において定められているその資産の販売等の目的物の引渡しの期日までに支払の期日の到来する賦払金の額の合計額（頭金など）がその資産の販売等の対価の額の $\frac{2}{3}$ 以下となっていること

次に、延払基準の方法とは、次の算式により計算した金額を当期の収益の額及び費用の額とする方法です。

$$\text{長期割賦販売等の対価の額又は長期割賦販売等の原価（販売手数料等を含みます。）の額} \times \frac{\text{分母の金額に係る賦払金であって当期中に支払期日の到来するものの額}}{\text{長期割賦販売等の対価の額}}$$

当期中に支払期日の到来する賦払金の額 \times 当期中に支払期日の到来した賦払金の合計額 \times 左のうち前期未までに支払を受けた金額 $+$ 当期末に支払を受けた翌期以後に支払期日の到来するもの

〈リース譲渡の場合〉

リース譲渡による長期割賦販売等による対価の額については、元本相当額と利息相当額とに区分し、それぞれ次のように収益計上をします。

- ① 元本相当額→定額法で収益計上（リース期間中均等額を計上）
- ② 利息相当額→利息法又は定額法で収益計上

なお、特例の方法として、利息相当額をリース利益額（対価の額－原価の額）の20%とし、利息法でその収益計上をすることが、別表十四(七)の添付を条件に認められます。

(2) 長期大規模工事の請負

9 ページ(2)で説明したように、普通の請負工事の場合は、目的の工事などが全部完了した時点で収益に計上するのが原則ですが、長期大規模工事については、工事進行基準の方法により各事業年度の収益の額及び費用の額を計上することとなります。

長期大規模工事とは、次の要件を満たす工事（製造及びソフトウェア開発を含みます。）をいいます。

- 長期大規模工事の要件**
- ① 工事の着手の日からその工事に係る契約において定められている目的物の引渡しの期日までの期間が1年以上であること
 - ② 請負の対価の額が10億円以上であること
 - ③ 工事の契約において、その請負の対価の額の $\frac{1}{2}$ 以上がその工事の目的物の引渡しの期日から1年を経過する日後に支払われることが定められていないものであること
- 注 ③の要件の判定に当たっては、手形で支払われる場合も「支払われること」に含まれます。

なお、長期大規模工事に着手している場合であっても、事業年度終了の時点でその着手の日から6か月を経過していないものや、進行割合が20%未満となっているものは、工事進行基準の方法による収益費用の計上を行わないことができることとされています。

工事進行基準の方法とは、長期大規模工事の請負代金の額及び期末の現況により見積もられる工事原価の額を基礎として、次により計算した収益の額及び費用の額を当期の収益の額及び費用の額とする方法です。

$$\text{工事の請負代金の額} \times \frac{\text{工事進行割合} - \text{前期までに収益に計上した金額}}{\text{前期までに収益に計上した金額}} = \text{当期の収益とすべき請負代金の額}$$

$$\text{見積り工事原価の額} \times \frac{\text{工事進行割合} - \text{前期までに費用に計上した金額}}{\text{前期までに費用に計上した金額}} = \text{当期の費用とすべき工事原価の額}$$

$$\text{工事進行割合} = \frac{\text{期末までに既に投入した原材料費、労務費その他の経費の額の合計額}}{\text{見積り工事原価の額}}$$

注1 この場合の「工事進行割合」は、この算式のような原価投入割合だけでなく、これ以外にも工事の進行度合を示す合理的な割合があれば、その割合によることも認められます。

注2 工事進行基準により計上した収益に係る工事未収入金は売掛債権等とされ、一括評価貸倒引当金の対象とされます。

注3 会社が計上した工事損失引当金繰入額は、損金の額に算入されませんので、申告調整が必要になります。

長期大規模工事以外の工事でその目的物の引渡しに着工事業年度後の事業年度において行われるものについても、工事進行基準の方法を選択できることとされています。ここで工事の区分と適用される収益費用の計上方法をまとめますと次のようになります。

区 分	収益費用の計上方法
工事期間1年以上、請負金額10億円以上、かつ、対価の額の $\frac{1}{2}$ 以上が引渡日から1年を経過する日後に支払われるものでない工事＝長期大規模工事	工事進行基準
上記以外の目的物の引渡しが翌事業年度以後となる工事	工事完成基準又は工事進行基準
上記以外の工事	工事完成基準

3 売上割戻し・仕入割戻しの計上時期

売上割戻しとは、多額の取引をした得意先に対して、売上代金の一部を返戻することをいい、相手方との契約内容によって修正経理する時期が異なります。したがって、それが行われた事業年度で処理された売上値引（商品について品質等に欠陥があったため売買取引の後、代金の減額を行うもの）や売上割引（契約期限前に代金決済を受けた場合などに支払われるもの）とは区別して考えなければなりません。

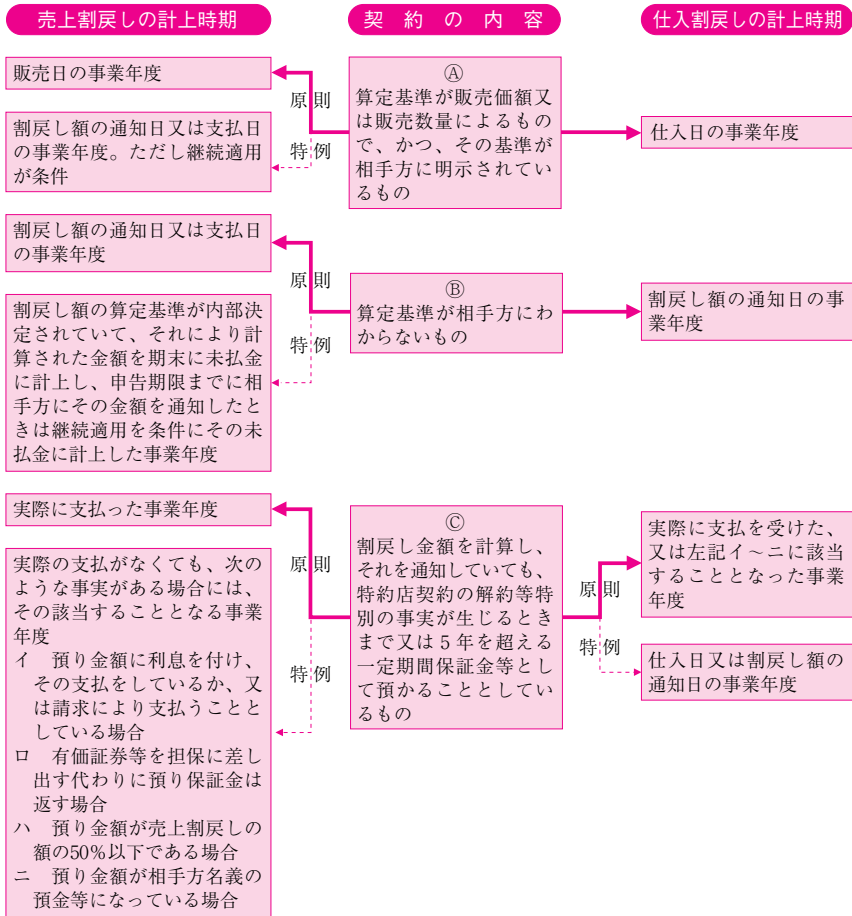
仕入割戻しとは、売上割戻しの逆の立場で一種の報奨金として仕入先からリベートを受ける場合をいい、その契約内容によってどの時点で収益とするかが問題となります。（この場合にも、仕入値引や仕入割引と区別してください。）

割戻しに係る修正処理は、次のように取り扱われています。



注 仕入割戻しについては、次の図の計上時期に計上されていない場合には、「仕入高からの控除」はできません。

売上割戻しと仕入割戻しの計上時期は、その契約の内容に応じそれぞれ次のとおりです。



3

配当金を 受け取ったときは？

受取配当等の益金不算入

株主や出資者として会社が配当金を受け取った場合、その配当金の一部を益金の額に算入しないというルールがあります。
ただし、短期所有株式の配当金は全額益金の額に算入されます。



税法は、「法人は、株主の集合体である」という法人擬制説的な立場に立ち、会社の利益がいずれ個人株主に配当として分配されると考えています。

すなわち、法人税は個人株主に対する所得税の前払であるという考え方から、個人の配当所得課税の際にすでに会社の所得金額の一部として配当に課税された法人税相当額を所得税額から控除するというシステム（配当控除制度）を採用しているのです。

しかしながら、個人株主にいたるまでにいくつかの法人株主が介在すると、個人の配当所得課税の際に控除すべき配当控除額の算定が不可能となります。

そこで、税法では、会社が内国法人から受け取った配当は、原則的に、法人税の課税所得に算入しないこととしています。

1 益金不算入の対象となる受取配当等

(1) 受取配当等の範囲

益金不算入の対象となる受取配当等とは次のものをいいます。

- ・ 剰余金の配当（資本剰余金を原資とするものを除きます。）、利益の配当（持分会社の利益配当）、剰余金の分配（出資に係るもの）又は特定株式投資信託（外国株価値指数連動型特定株式投資信託を除きます。）の収益の分配

(2) みなし配当

一般的には利益の配当又は剰余金の分配と呼ばれなくても、実質的には、利益の配当又は剰余金の分配と同じ性格を有するものがあります。税務上これをみなし配当と呼んで、この金額については、一般の利益の配当等と同様に益金不算入の取扱いが適用されることになっています。

みなし配当は、次のような事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合に発生します。

- ① 資本の払戻し（資本剰余金の額の減少に伴う剰余金の配当）又は解散による残余財産の分配
- ② 自己株式(出資)の取得（次のような事由による取得を除きます。）
 - イ 金融商品取引所の開設する市場における購入
 - ロ 取得請求権付株式、取得条項付株式及び全部取得条項付種類株式の取得事由（その対価として株式又は新株予約権のみが交付される場合に限ります。）
 - ハ 事業の全部の譲受け、組織再編成にともなう移転等
- 注 自己株式として取得されることを予定して取得した株式が、自己株式として取得される際に生ずるみなし配当については、益金不算入制度は適用されません。
- ③ 出資の強制消却や払戻し、社員等の退社又は脱退による持分の払戻し等
- ④ 組織変更（その法人の株式(出資)以外の資産を交付したものに限ります。）

みなし配当の金額は、次の算式で計算します。

交付金銭等の金額－交付基因株式等に対応する資本金等の額＝みなし配当の金額

$$\text{①の場合} \cdots \cdots A \times \frac{C}{B} \times \frac{E}{D}$$

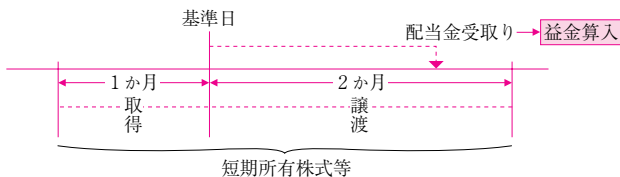
- A：払戻法人の払戻し等直前の資本金等の額
- B：払戻法人の前期（残余財産の全部の分配を行う場合には、残余財産の確定事業年度終了時の簿価純資産価額）
- C：払戻しにより減少した資本剰余金の額又は残余財産の分配による交付資産の総額
- D：払戻法人の当該直前の発行済株式等の総数(額)
- E：当該直前に有していた払戻し等に係る株式等の数(額)

$$\text{②～④の場合} \cdots \cdots A \times \frac{C}{B}$$

- A：取得等法人の自己株式の取得等直前の資本金等の額又はその種類資本金額
- B：取得等法人の当該直前の発行済株式等の総額(額)又はその種類株式の総数
- C：当該直前に有していた自己株式の取得等に係る株式等の数(額)又はその種類株式の数

(3) 短期所有株式等の適用除外

配当等（みなし配当を除きます。）の支払に係る基準日以前1か月以内に株式等を取得し、配当金を受け取って同日後2か月以内に売却したような場合には、その株式等に係る配当等には益金不算入の適用がありません。



これは、会社が配当含みで価額の上昇した株式等を購入し、配当等を受け取り収入とした後、配当権利落ちで価額の下落した株式等を譲渡すると、受取配当等と譲渡損が相殺されて損益がないのに、受取配当等について原則どおり益金不算入とすれば、譲渡損の損金算入による税額の軽減を図ることができることになるからです。

注 同一銘柄の株式等で以前から保有していたものがあり、頻繁に売買が行われているような場合には、短期所有株式等の区分が困難なため、これらの株式等の数に応じ平均的に譲渡されたものとして、次の算式によりあん分計算します。

$$P = E \times \frac{C \times \frac{B}{A+B}}{C+D}$$

P……配当等の支払に係る基準日以前1か月以内に取得した株式等のうち、同日後2か月以内に譲渡した株式等の数

A……当該基準日から起算して1か月前の日において有する株式等の数

B……当該基準日以前1か月以内に取得した株式等の数

C……当該基準日において有する株式等の数

D……当該基準日後2か月以内に取得した株式等の数

E……当該基準日後2か月以内に譲渡した株式等の数

2 益金不算入額の計算

(1) 株式等の区分……まず、株式等を次のように区分します。

完全子法人株式等▶ 配当等の計算対象期間（前回配当の基準日の翌日から今回配当の基準日まで）を通じて内国法人との間に完全支配関係があった他の内国法人の株式や出資

関連法人株式等▶ 配当等の計算対象期間を通じて発行済株式等の総数（総額）（その関連法人が有する自己株式等を除きます。）の3分の1超を保有している場合等の株式や出資

非支配目的株式等▶ 配当の基準日において発行済株式等の総数（総額）（その非支配目的法人が有する自己株式等を除きます。）の5%以下を保有している場合等の株式や出資

その他株式等▶ 上記以外の株式や出資、受益権

(2) 益金不算入額の計算……そして、(1)のそれぞれの区分ごとに次の算式で計算した金額の合計額が、受取配当等の益金不算入額となります。